

## 各国・地域の貿易・投資障壁の改善に関する提言【要旨】

平成 28 年 11 月 10 日

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

貿易・投資円滑化ビジネス協議会（代表：給田 英哉）は、2016 年度（対象期間：2015 年 1 月～12 月）についてメンバー団体及び企業に対し、日本企業が海外で直面する貿易・投資障壁とそのビジネスへの影響についてアンケート調査を行い、提言として取りまとめました。

指摘された障壁・問題点とそれに対する日本政府への提言を、

- I. 二国間・多国間で解決すべき貿易・投資障壁、保護主義的措置、および
  - II. 貿易・投資の自由化・円滑化を確保するための高水準の国際ルール作り・支援策の策定により対処すべきもの、
- の二つのカテゴリーに整理致しました。

各提言の要旨は、以下の通りです。

### I. 二国間・多国間で解決すべき貿易・投資障壁、保護主義的措置

我が国企業は、世界各国に製品を輸出し、またサービスを提供し、現地に投資して生産販売活動を行い、その利益を日本に還流するうえで様々な貿易・投資障壁・保護主義的措置に直面しており、現地政府等による不公正な政策措置や不透明な制度運用等への対応は困難を来している。また、法制度の整備が不十分であることから、ビジネスが不安定で効率が損なわれることもある。かかるビジネス上の困難やトラブルには、政府当局間での二国間協議に基づき、また二国間・多国間協定に基づき、問題の改善・解決が図られることが強く望まれる。

問題点・障壁	改善要望
1. 高輸入関税（中国、ブラジル、ベトナム、タイ、ロシア、米国、EU、メキシコ、韓国、アルゼンチン、南アフリカ） 関税引上げ（ロシア、ミャンマー） 輸入抑制等（アルゼンチン）	①EPA・FTA の拡大と活用（TPP/日 EU EPA を含む） ②二国間協議、WTO を活用した紛争解決・ルールとの整合性確保 ③環境物品自由化による関税率引き下げ ④EU 離脱後の英国への EU 関税・通関制度適用維持

問題点・障壁	改善要望
<p>2. 輸出入通関手続の煩雑さ・不透明さ・恣意性の問題（中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、ロシア、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、アルゼンチン、サウジアラビア）</p>	<p>①WTO 貿易円滑化協定の早期発効と事前教示制度の確立 ②シングルウィンドウ構築（電子化を含む） ③二国間協議、WTO による紛争解決</p>
<p>3. 資源輸出規制の問題（中国、インド、インドネシア、ベトナム）</p>	<p>①二国間協議による規制撤廃、代替資源供給・代替技術開発支援 ②天然資源安定供給を含む EPA 締結 ③二国間協議・EPA に基づき解決できない場合、WTO による紛争解決</p>
<p>4. サービス分野への外資参入制限問題（中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、サウジアラビア）</p>	<p>①サプライチェーン支援サービスの自由化を EPA・投資協定で規定、ビジネス環境整備委員会での協議 ②TiSA の早期発効と参加国拡大、投資協定締結国拡大</p>
<p>5. 直接投資企業に対するパフォーマンス要求問題、撤退規制の透明性の欠如、外資優遇策の縮小、二国間投資協定の不足： 設立時外資参入規制（中国、インド、インドネシア、ベトナム、タイ） 政府調達からの外資排除（中国、ロシア、マレーシア、サウジアラビア） 優遇措置とパートナーでのパフォーマンス要求（ブラジル、南アフリカ） 優遇措置の縮小・廃止（中国、タイ、マレーシア） 自国調達主義（ブラジル、イラン） 清算・撤退・減資規制（中国、インドネシア）</p>	<p>①外資企業への優遇措置縮小・撤廃の際の優遇措置内外無差別確保 ②パフォーマンス要求の投資協定・EPA での禁止 ③撤退自由の保障、投資受入国国内法・投資協定での減資、清算、撤退条件の規定 ④投資協定新規締結国拡大・既締結国協定の高水準化への改定</p>

問題点・障壁	改善要望
<p>6. 工業規格・基準安全認証・環境基準：            厳しい、独自の規格・基準            (中国、インド、オーストラリア、ロシア、マレーシア、サウジアラビア)            認可取得・審査の煩雑さ等 (中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、ロシア、マレーシア、韓国、南アフリカ)            表示義務に関するもの (中国、インド、ベトナム、メキシコ、アルゼンチン、南アフリカ)            環境に関する情報量の不足等 (中国、インド、ベトナム、)            環境法規の解釈不統一等 (米国、EU)</p>	<p>①二国間協議、WTO TBT 協定の活用、現地大使館・日本商工会議所からの働きかけ、官民ベースの働きかけ            ②規制・基準・手続の統一・一貫性確保、現地進出企業への早い時点の情報提供、十分な猶予期間の付与            ③EU 離脱後の英国への EU 工業規格・基準安全認証・環境基準・関連法規制の適用維持</p>
<p>7. 知的財産権問題：            知的財産権保護不十分 (中国、インド、ブラジル、タイ、ミャンマー)            審査期間の長期化 (インド、ブラジル、EU、メキシコ)            模倣品取締不足 (中国)            出願負担・私的複製に関する問題 (オーストラリア、米国、EU、メキシコ)</p>	<p>①ACTA 加盟国の拡大、WTO TRIPs に基づく WTO 紛争解決            ②知財章を含む EPA・FTA の締結            ③差止措置の共通化と協力体制の構築            ④知的財産法制度整備への協力            ⑤特許審査ハウェイの拡充            ⑥修正実体審査制度の導入            ⑦私的複製補償金制度の撤廃・改定</p>
<p>8. 税制度と国際的に合意された税制度への対応：            複雑な税制度 (インド、ブラジル)            頻繁な税制改正 (インド、ブラジル、インドネシア、メキシコ)            還付の不備・遅延 (中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、ロシア、マレーシア、メキシコ、アルゼンチン)            連結納税制度の不備・欠如 (中国、ブラジル、ロシア)            移転価格税制の不透明・恣意的運用 (中国、インド、ブラジル、インドネシア)            ロイヤルティの否認 (インドネシア)            PE 認定の不透明さ (中国、インド、インドネシア、ベトナム、タイ、ロシア)            移転価格に関する OECD ガイドラインとの不整合 (中国、ブラジル)            BEPS に関する過度な情報提供 (中国、オーストラリア)</p>	<p>①国際的共通ルールに基づく課税基本原則・手続の策定、BEPS プロジェクトにおける課税リスク・手続コストの軽減            ②租税条約の新規締結、高水準化への改定            ③WTO による紛争解決</p>

問題点・障壁	改善要望
<p>9. 外貨・為替管理、利益送金規制： 送金規制・ロイヤルティ制限（中国、インド、ブラジル、インドネシア、タイ、ロシア、ミャンマー、メキシコ、アルゼンチン） ロイヤルティへの課税（中国、ブラジル） 実需原則による為替先物予約の不可等（インド、インドネシア、ベトナム）</p>	<p>①送金自由化規定を含む投資協定の締結・改定 ②ロイヤルティについては投資受け入れ国が介入しないこと、源泉課税免除・送金の自由を投資協定に規定</p>
<p>10. サプライチェーン・セキュリティに係る企業負担の問題（インド、インドネシア、ロシア、米国、EU）</p>	<p>①認定事業者のベネフィットを高めるためのWCO・ICAOへの働きかけ</p>
<p>11. ビザ等人の移動問題、現地雇用問題： ビザ発給の厳格化（中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、オーストラリア、ロシア、米国、マレーシア、ミャンマー、EU、メキシコ、韓国、南アフリカ） 労働者有利の雇用・労働法制問題（中国、ブラジル、インドネシア、オーストラリア、ロシア、メキシコ、韓国） 外国人/現地人比率規制（ブラジル、インドネシア、タイ、サウジアラビア） 社会保障協定の締結不足（中国等）</p>	<p>①ワンストップサービスの導入 ②広域ビジネス・トラベル・カードの導入 ③米国国内でのビザ更新を可能とする ④海外赴任する経営幹部・上級管理者・技術者等専門職員へのビザ取得・入出国審査の便宜供与 ⑤社会保障協定締結による改善・解決 ⑥中立的、国際慣行に沿った制度での労働紛争解決</p>
<p>12. 法律、規則、詳細ルールの制定、改定、施行に関する問題等： 突然の制定・変更（中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、オーストラリア、ロシア、米国、マレーシア、ミャンマー、アルゼンチン） 施行までの短い期間（中国、インド、ロシア、韓国、アルゼンチン） 施行規則の制定遅延（中国、インドネシア、ベトナム、タイ、オーストラリア、マレーシア、韓国、アルゼンチン） ローカル言語での書類作成（ブラジル、インドネシア、ロシア、ミャンマー） 不明確な土地所有制度（インド、ベトナム、ミャンマー） 不透明な会社設立手続等（ブラジル、オーストラリア、メキシコ）</p>	<p>①二国間官民協議・投資協定に基づく協議・EPA締約国間でのビジネス環境整備委員会等における協議による改善・解決 ②ノー・アクション・レターの導入 ③法整備・人材育成の支援 ④高水準の投資協定・投資章を含むEPAの締結</p>

## Ⅱ. 貿易・投資の自由化・円滑化を確保するための高水準のルール作り・支援策の策定により対処すべきもの

我が国が国際社会で行う新たなルール作り、支援策策定への貢献としては、3つの分野が考えられる。

一つ目は、WTO等の既存の国際法秩序で規律されない国家安全保障、個人情報保護、環境・健康への安全、人権、テロ・武装組織の資金調達防止、多国籍企業活動への政府規制の強化等を目的とした規制措置として企業は遵守を迫られているものである。

二つ目は、従来より、我が国は、貿易・投資の自由化・円滑化を確保する高水準の国際ルールを作るため、WTOマルチ、プಲ್ಲಿでの貿易・投資自由化交渉に参加すると同時に、複数の広域EPA・FTA交渉を並行して進め、二国間でもEPA・FTAを締結・交渉してきている。今後は、こうしたマルチ、プಲ್ಲಿ、バイの場で、我が国は更なる貿易・投資自由化の推進役となることが期待されているところである。

三つ目は、新興国による新開発銀行（通称：BRICS開発銀行）やアジアインフラ投資銀行（AIIB）に見られるように、伝統的な投資開発銀行とは異なるインフラ投資銀行が出現してきていることである。今後の運用については、保護主義的な組織運営が行われないかどうか注視をしていく必要がある、また翻ってこれら新興国機関との競争意識をもって、アジア開発銀行や世銀などの既存の国際機関の変革を促し、JBICやJICAなど我が国の制度金融のサービス向上により新興国・途上国向けインフラ整備支援を積極的に進める必要がある。

問題点・障壁	改善要望
<p>1. 情報化社会の人権保護、国家安全保障、国際テロ防止、多国籍活動規制等の目的による一方的措置に随伴する新たな保護主義：            情報セキュリティ・個人情報保護（ロシア、ベトナム）            セキュリティ根拠の規制（中国）            国際テロ対策（米国）            BEPS行動計画の国内法整備（OECD/G20）</p>	<p>①影響を受ける企業の実態把握をした上での法制度構築            ②EPA・投資協定での個人データの国内保管・サーバー設置義務の禁止、EU個人情報保護についての十分性認定申請・プライバシーシールドの締結            ③BEPS行動計画における国際的共通ルールの執行</p>

問題点・障壁	改善要望
<p>2. WTO プルルールによる貿易・投資自由化の拡充： EGA の進捗懸念/TISA の参加国数 (WTO 加盟国) 政府調達協定の参加国数 (WTO 加盟国、米国、マレーシア、EU)</p>	<p>①ITA 拡大協定の早期国会承認 ②環境物品協定の本年末までの合意 ③TISA の早期妥結と参加国拡大 ④米国のバイアメリカン法・EU の公共調達レゾポ要求対象から FTA 締約国を外す、中国・東南アジアへの GPA 拡大、FTA・EPA にて政府調達について規定</p>
<p>3. WTO マルチルールによる貿易・投資自由化の拡充： アンチダンピング措置の濫用 (中国、インド、ブラジル、インドネシア、タイ、オーストラリア、米国、EU、メキシコ、韓国) TFA の未発効 (WTO 加盟国)</p>	<p>①ドーピング・ペナルティ分野 (アンチダンピング 手続) の議論継続 ②貿易円滑化協定の早期発効、事前教示制度の設定</p>
<p>4. 公正で質的に高い国際金融支援と途上国・新興国の産業インフラ・生活インフラ支援</p> <p>①AIIB、BRICS 開発銀行の保護主義的運用懸念</p> <p>②途上国・新興国の産業インフラ・生活インフラの未整備</p> <p>電力 (インド、インドネシア、ベトナム、タイ、ミャンマー) 港湾 (インド、ブラジル、メキシコ) 道路 (インド、インドネシア、ベトナム、マレーシア) 鉄道 (インド、インドネシア、ベトナム、メキシコ) 物流 (ブラジル、インドネシア、タイ、ミャンマー) 通信 (インド、ブラジル、インドネシア、ミャンマー) 生活 (インドネシア) 通勤 (中国) 水道 (インド、マレーシア) 災害対策 (タイ)</p>	<p>①新興国・途上国の産業・生活インフラ整備支援 ②新興国・途上国の経済下支え ③IBRD、IMF、ADB による AIIB、BRICS 開発銀行との連携 ④我が国の制度金融供与の審査迅速化および ADB 改革の検討</p>

(注) ( ) 内の国は、問題点・障壁が該当する主要な国、地域

以上